

第1条 定義

本規約において使用する用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- 1.「当社」とは、株式会社 ABC Cooking Studio をいいます。
- 2.「ABC クッキングスタジオ」とは、当社または当社フランチャイジーもしくは業務提携先の運営する料理教室をいいます。
- 3.「スタジオ」とは、ABC クッキングスタジオの個々の料理教室をいいます。
- 4.「会員」とは、当社会員規約に同意のうえ、ABC クッキングスタジオに入会した個人をいいます。
- 5.「通学者」とは、ABC クッキングスタジオへ通学することを目的とし、入会および契約をした会員をいいます。
- 6.「月謝制」とは、月ごとの授業料を所定の日に、方法で支払うことにより当該月の受講権利を取得するコースをいいます。
なお、満4歳から小学3年生までの方は、「abcキッズ 月謝制」に限り契約が可能です。満4歳から未就学児までの方は「幼児クラス」、小学1年生から3年生までの方は「小学生クラス」へ通学可能です。
- 7.「回数制」とは、あらかじめ授業数および有効な受講期限が定められたコースをいいます。

第2条 契約・支払

- 1.月謝制の契約は会員の方に限ります。会員でない方はあらかじめ最寄りのスタジオで入会手続きをしてください。
- 2.クッキングコース回数制の有効な契約がある場合は月謝制の契約をすることはできません。以下の切替手続きをしてください。
 - 回数制から月謝制への切替…回数制修了または解約完了後に月謝制を契約する
 - 月謝制から回数制への切替…月謝制の解約（終了）を申し出、月謝制最終受講月の翌月以降に回数制の契約をする
- 3.月謝制の契約は、本規約への同意を前提とします。契約後に契約金として2ヵ月分の受講料を、入会時の契約の場合はあわせて入会金を当社指定口座へお振込ください。契約金を当社で受領したことをもって契約の成立（以下「成約」といいます）とします。
- 4.成約後の受講料は口座引落にて請求いたします。成約の翌々月12日（土日祝日の場合は翌営業日）より請求を開始いたしますので、契約時にお渡しする預金口座振替依頼書と返信用封筒にて通学者（未成年の場合は、二親等以内の親族）名義の金融機関口座を記入、捺印のうえ、契約日より3日以内に追跡可能な方法にてご提出ください。（送料はお客様負担とします）
※月謝制専用の口座登録手続きです。当社規約に基づくクレジット会員様の口座登録とは異なります。
- 5.受講料の支払は前納制とします。また受講料の返金はいかなる場合も応じられません（受講をしなかった場合も同様）。
- 6.以下の理由等により受講料の口座引落が不能となった場合は、当社より通学者様宛てに発送する請求書にてお振込ください。（振込手数料はお客様負担とします）
 - ・引落口座未登録（預金口座振替依頼書の不備または未着等）
 - ・口座引落不能（資金不足、口座解約等）
 なお、請求書に記載の支払方法（振込先・振込期限・金額等）と異なるお支払は受講料として受領することができません。お客様よりスタジオまたはお問い合わせ窓口（info@abc-cooking.co.jp）まで返金の申出をしてください。

第3条 予約・受講

- 1.受講の開始は成約の翌月から、予約の開始は成約の当日20時以降からとします。
受講予約は、授業の1ヵ月前より予約できるものとします。
○15日に成約した場合…当日より翌月1日～15日の予約が可能。翌月16日以降は1ヵ月前より予約可能
- 2.受講料を所定の方法、期日に支払っている場合、支払翌月の受講権利を獲得するものとします。受講権利を獲得した月は全1回受講できるものとします。
- 3.前条-4および6に係る支払が滞った場合は、当該月の受講権利を失効し受講することはできません。受講予約がある場合は当社でキャンセルいたします。
- 4.授業のキャンセル・欠席・途中退出・キャンセル料等、本規約に規定していない事項は当社会員規約に準ずるものとします。
- 5.abcキッズ 月謝制は、通学者が小学3年生3月まで受講できるものとします。
解約（終了）のご連絡を所定の期間にいただかない限り、自動的に継続となります。

第4条 解約・終了

- 1.当社会員規約第7条-1に基づき、他のコースとは解約方法を異なるものとし以下の通り規定します。
 - (1) 未受講日付契約日を含め8日以内に解約を希望する場合は、受講開始前解約を承ります。
 - (2) 既受講または契約日を含め9日以降に解約を希望する場合は、解約（終了）を承ります。
 - (3) 上記(1)(2)に係る解約は、以下いずれかの方法で申出をしてください。なお、通学者が13歳以下の場合は親権者が解約申出を代行するものとします。
 - 書面による申出
会員番号・通学者氏名・住所・月謝制コースの解約希望の旨を明記し担当窓口へ追跡可能な方法で提出してください。
(通学者が13歳以下の場合は親権者名も記載してください)
 - 宛先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-1-1 国際ビルヂングB2F 株式会社ABC Cooking Studio 解約受付係 行
 - 電話、来店による申出
通学スタジオの営業時間内に通学者の方より月謝制コースの解約希望の旨を申し出てください。
(スタジオの電話番号、営業時間、休業日等は当社サイトよりご確認ください)

2.本条-1の解約を申出した場合の受講と支払は次の通りとします

- (1) 受講開始前解約：解約申出日より2ヶ月以内に契約金を返金※いたします。解約申出の際に返金先を申告してください。
※月謝制以外に有効なコースが存在しない場合でキャンセル料が発生している場合は契約金より控除いたします。
- (2) 解約（終了）：20日を締め日とし次の通り規定します。（書面での申出は着日が適用されます）
20日までに申出の場合：最終請求日は申出当月12日（口座引落の場合）/最終受講月は申出の翌月21日以降に申出の場合：最終請求日は申出の翌月12日（口座引落の場合）/最終受講月は申出の翌々月
- 3.本条-1および2に規定のない返金はいかなる場合も応じられません。
- 4.当社は、受講料を一定期間滞納した場合やその他の事由をもって、通学者様に通知することなく月謝制の解約（終了）手続きをする場合があります。
- 5.本規約第3条-5に基づき、abcキッズ 月謝制は通学者様に通知することなく次の通り解約（終了）手続きを実施します。
<小学生クラス> 最終請求日：小学3年生の2月12日（口座引落の場合）
最終受講月：小学3年生の3月

